

令和2年1月7日

教育委員会

横浜市立中和田中学校長

横浜市立中和田中学校 学校運営協議会設置申請について

横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第2項の規定に基づき、学校運営協議会の設置を申請し、同規則第4条第3項の規定に基づき、学校運営協議会の委員を別紙委員名簿のとおり推薦します。

1 学校の概要

(1) 基本情報 令和2年1月1日

学校名	横浜市立中和田中学校
創立	昭和22年4月1日
学校長	山 義明
所在地	横浜市泉区和泉中央北二丁目5番1号
電話番号	045(802)1301
区域	西部 中和田中学校ブロック(中和田小、和泉小、伊勢山小)
最寄駅	立場駅から徒歩5分
生徒数	767名
学級数	24学級(個別支援学級を含む)
敷地面積	23,336㎡
備考	

(2) 学校教育目標

自ら学び、自他を大切にして、社会に貢献する生徒を育てます

【知】 自ら学び

【徳】 自他を

【体】 大切にして

【公】 社会に

【開】 貢献する

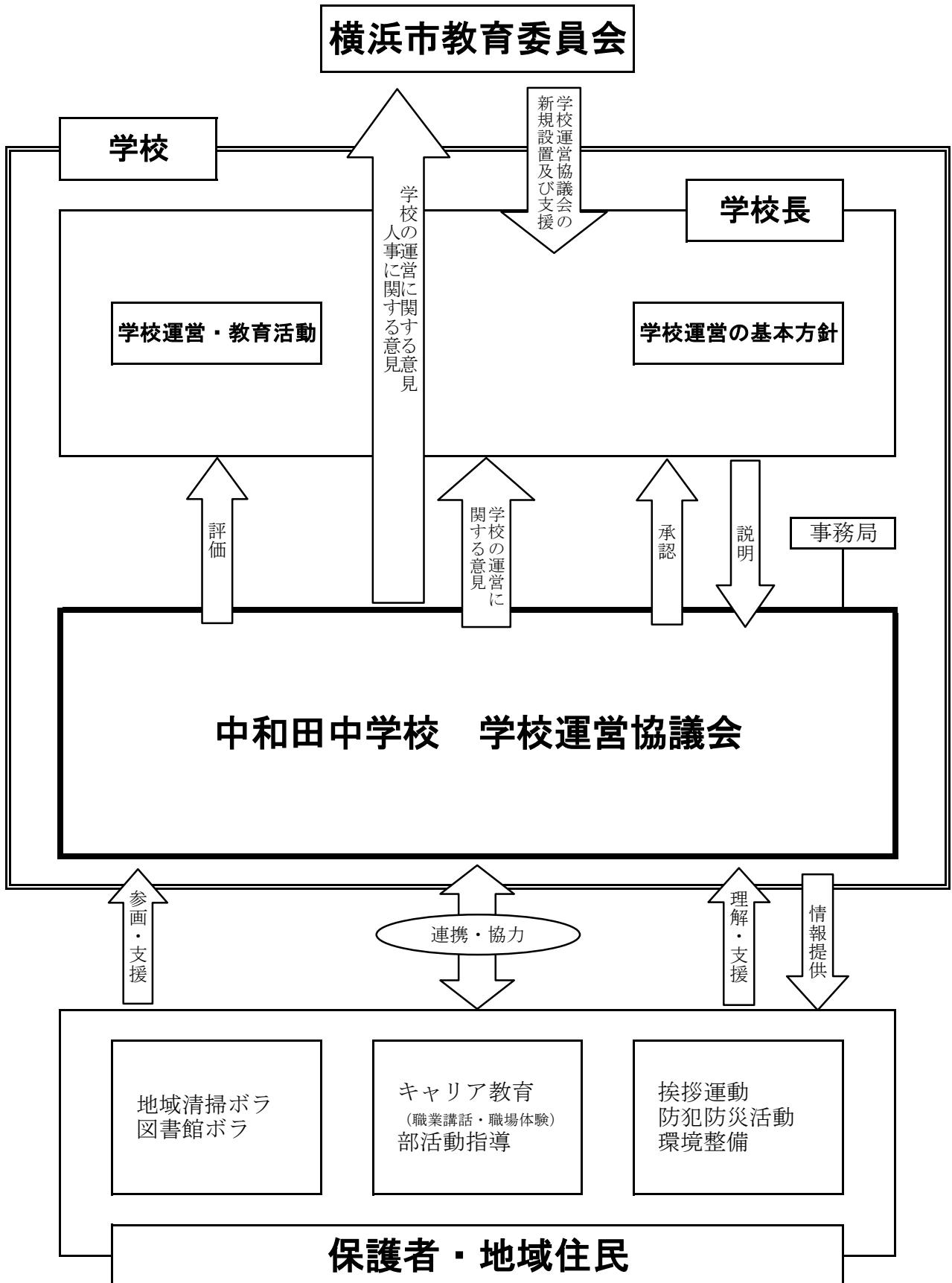
生徒を育てます

2 学校運営協議会設置のねらい

- 学校の運営改善
 - ・学校運営への参画の促進や連携強化を進める
 - ・
- 児童生徒の育成
 - ・生徒の健全育成に取り組む
 - ・
- 地域と学校の連携・協働
 - ・保護者や地域住民等と学校が一体となった学校運営の改善に取り組む
 - ・
- 学校関係者評価
 - ・学校の運営状況等について評価を行うなど、十分な自己点検・評価に取り組む
 - ・
- その他 情報発信
 - ・学校運営協議会の運営の状況や協議の内容等を地域の住民や保護者に対して積極的に情報を提供する
 - ・

3 組織図

中和田中学校 学校運営協議会 運営組織図



4 学校運営協議会会則

中和田中学校 学校運営協議会 会則

(名称)

第1条 本会は、横浜市立中和田中学校学校運営協議会（以下「学校運営協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 学校運営協議会は、学校運営への参画の促進や連携強化を進めることで、保護者や地域住民等と学校が一体となった学校運営の改善や、生徒の健全育成に取り組むことを目的に活動するものとする。

(組織)

第3条 学校運営協議会に会長（1名）、副会長（1名）を置く。

- 2 会長は、委員の中から校長が指名する。ただし、校長自らを指名することはできない。
- 3 副会長及び書記は、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または、会長が欠けたときは、その職務を行う。職務を行う順位は、あらかじめ会長が定める。
- 6 学校運営協議会に、必要に応じて部会を設けることができる。
- 7 部会の委員は、あらかじめ校長と協議の上、会長が定める。

(会議)

第4条 学校運営協議会は、校長と協議の上、会長が招集する。

- 2 会議は、必要に応じて開催する。（年3回程度）
- 3 会議の議事は、会長がつかさどる。
- 4 会議の開催は、委員の半数以上の出席をもって行う。
- 5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 6 会長は、必要があるときは、校長に報告または説明を求めることができる。
- 7 校長は、会議に出席し、意見を述べるほか、必要がある場合は、職員を出席させ、意見を述べさせることができる。
- 8 会長は、必要がある場合は、校長と協議の上、委員以外の第三者を会議に出席させ意見を聞くことができる。
- 9 委員は情報協議上の内容における守秘義務をもつ。

(評価及び広報)

第5条 学校運営協議会は、学校の運営状況等について評価を行うなど、十分な自己点検・評価に取り組む。

第6条 情報発信に際し会議録は会長の承認の上、学校運営協議会の運営の状況や協議の内容等も含め、地域の住民や保護者に対して積極的に情報を提供するものとする。

(附則)

この会則は、令和2年4月1日から施行する。